

○高山村環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

平成27年6月16日

要領第16号

(通則)

第1条 村長は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項第3号に規定する事業を実施するため、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、農業者の組織する団体等に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、高山村補助金等に関する規則（平成2年高山村規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び交付額等)

第2条 交付の対象経費は別表の交付の対象経費の欄に掲げる経費とし、及び交付額等は別表の交付の対象経費の欄の区分に応じ、それぞれ同表の交付額等の欄に定める額とする。

(交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする農業者の組織する団体等の代表者（以下「交付金事業者」という。）は、高山村環境保全型農業直接支払交付金交付申請書（別記様式第1号）を村長に提出するものとする。

(計画変更の申請)

第4条 交付金事業者は、規則第7条第1項の規定に基づき村長の承認を受けようとする場合には、高山村環境保全型農業直接支払交付金変更（中止又は廃止）承認申請書（別記様式第2号）を村長に提出し、承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による変更（中止又は廃止）承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めたときは、その旨を交付金事業者に通知するものとする。

3 規則第7条第1項第1号及び第2号に規定する村長の定める軽微な変更は、別表

の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(概算払い)

第5条 交付金事業者は、規則第6条に規定する交付決定の通知を基に交付金の概算払を請求するときは、高山村環境保全型農業直接支払交付金概算払請求書（別記様式第3号）を村長に提出するものとする。

(事業遅延の届出)

第6条 交付金事業者は、規則第7条第1項第4号の規定に基づき村長の指示を求める場合には、交付金に係る事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金に係る事業の遂行が困難になった理由及び交付金に係る事業の遂行状況を記載した書類を村長に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 交付金事業者は、交付金の交付の決定のあった年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在において、高山村環境保全型農業直接支払交付金遂行状況報告書（別記様式第4号）を作成し、当該期間経過後20日以内に村長に提出しなければならない。ただし、第5条に規定する概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

(実績報告)

第8条 交付金事業者は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付金の交付の決定のあった年度の末日のいずれか早い期日（交付金の全額が概算払いにより交付された場合においては、交付金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月20日）までに、高山村環境保全型農業直接支払交付金実績報告書（別記様式第5号）を村長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第9条 交付金に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金に係る事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるとき

は、その収入の全部又は一部を村に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第10条 規則第21条第1項第3号に規定する村長の指定するものは、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条第1項に規定する村長が定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条により定める処分制限期間とする。

3 交付金事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

4 第9条第2項の規定は、前項の規定による承認をする場合に準用する。

(帳簿等の保管)

第11条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

2 交付金に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則第21条に定める処分制限期間を経過しないものがある場合にあっては、財産管理台帳（別記様式第6号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第2条及び第4条関係）

交付の対象経費	交付額等	重要な変更
実施要綱別紙1第1の4の(1)、(3)、(4)に規定する農業生産活動に要する経費	定額 10aあたり 8,000円以内	経費の配分の変更のうち 交付金の増又は交付金の 30%を超える減
実施要綱別紙1第1の4の(2)に規定する農業生産活動に要する経費	定額 10aあたり 4,400円以内	